

不妊強制 国は争う姿勢

仙台地裁 旧優生保護法で初弁論

旧優生保護法（1948〜96年）下で知的障害を理由に不妊手術を施された宮城県60代女性が「重大な人権侵害なのに、立法による救済を怠った」として、国に1100万円の損害賠償を求めた全国で初めての訴訟の第1回口頭弁論が28日、仙台地裁（高取真理子裁判長）で開かれ、国は請求棄却を求めた。

原告側「人権を侵害」

女性の弁護団団長は意保障された基本的人権を「見陳述で「子供を生み育 踏みしめるものだ。結婚 奪い取る手術で、憲法で 肉体的、精神的苦痛は計



仙台地裁に向かう原告側弁護団ら（28日午前）

旧優生保護法を巡る経緯

- 1948年 ▶ 「不良な子孫の出生防止」を掲げた旧優生保護法施行
- 96年 ▶ 障害者差別に該当する条文が削除され、母体保護法に改定
- 2004年 ▶ 参院厚生労働委員会の答弁で坂口力厚労相（当時）が強制不妊手術の問題点に言及
- 15年6月 ▶ 宮城県の70代女性が不妊手術を強いられたとして日弁連に人権救済を申し立て
- 16年3月 ▶ 国連女性差別撤廃委員会が、強制手術対象者が救済を受けられるよう日本政府に勧告
- 17年2月 ▶ 日弁連が「国は被害者に対する謝罪や補償を速やかに実施すべきだ」との意見書を提出
- 7月 ▶ 宮城県が60代女性に不妊手術に関する資料を開示
- 18年 ▶ 60代女性が国に損害賠償を求めて仙台地裁に提訴
- 1月30日 ▶ 超党派の議員連盟設立
- 3月6日 ▶ 自民、公明両党が議員立法による救済策を検討する合同ワーキングチーム（WT）設置を決定
- 27日 ▶ 自民、公明両党のWTが初会合。厚労省が被害の実態把握のため全国調査を決定
- 28日 ▶ 60代女性の訴訟の第1回口頭弁論。国は請求棄却求める

足、厚生労働省が被害の実態把握のための全国調査を決めるなど政治救済の動きも出ている。裁判の行方が注目される。訴状などによると、女

手術の必要性 疑念募り提訴

原告義姉

痛を受けた。厚労省によると、旧法下で不妊手術を受けた障害者らは約2万5千人で、うち約1万6500人は本人の同意なく施行された。北海道や東京の被害者も提訴する意向を表明したり、検討をした。疑念募り提訴 手術の必要性 疑念募り提訴 原告義姉 昨年、宮城県に手術に関する資料を開示請求。そこには「遺伝性精神薄弱」と診断され、わずかに15歳で手術を受けたとの記載があったが、別の記録には遺伝性でない」として話した。

り知らない」と旧法の違憲性を指摘。多くの被害者が高齢化しているとして、早期救済を求めた。国は「当時は合法だった」との立場だが、国会で超党派の議員連盟が発議した。妊手術が理由で縁談も破談になるなど、精神的苦

の腕飾りを身に着け、強い矛盾した診断結果も残っていた。妹は本当に手術する必要があるのか。疑念が募り、説明を求めて出向いた厚生労働省では、担当者が「厳正な手続きに基づいて実施した」と繰り返すばかり。弁論後の支援者集会で、女性の義理の姉は障害者やその家族は、これまで暗い闇の中、嵐の中で生きてきた。裁判によって、すっきりとした良い社会になってほしい」と話した。